第五条　［略］

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	［略］	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	［略］	［略］
			総合的な学習の時間の指導法		
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）		
			生徒指導、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）を含む。）	［略］		［略］	［略］

［略］

備考

一　［略］

二　各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三～六　［略］

七　専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

2～4　［略］

第七条　［略］

2　［略］

3　専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

第五条　［同上］

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	［同上］	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	［同上］	［同上］
			総合的な学習の時間の指導法		
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
右項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）を含む。）	［同上］		［同上］	［同上］

［同上］

備考

一　［同上］

二　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三～六　［同上］

［号を加える。］

2～4　［同上］

第七条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］